

未利用口座管理手数料規定

令和3年6月1日

1. (本規定の適用)

この規定は、令和3年6月1日以降に開設いただいた、「普通預金（無利息型普通預金、定期性総合口座を含みます。）」および「貯蓄預金」等のお取引に適用します。

2. (未利用口座の範囲)

最後の預入れまたは払戻し等による口座残高の変動（以下、「お取引」といいます。）から2年以上、一度もお取引がない口座（当該口座へのお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）を未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、当組合にお届けの住所・氏名宛へ通知を発送します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発送してから、発送の翌々月までにお取引がない場合、その翌月における当組合の定める任意の日に当組合所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座から引落しさせていただきます。
- (4) 第2項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料の対象から除きます。
 - イ. 未利用口座の預金残高が10,000円以上である場合
 - ロ. 未利用口座の取引店舗で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、公共債等のお取引が1円以上ある場合
 - ハ. 未利用口座の取引店舗で融資取引がある場合
 - ニ. その他当組合が適切と判断した場合

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部として引落し後、同口座を解約します。
- (2) 前項による口座解約に伴い、お客様に生じた損害については、当組合は一切責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

- (1) 引落し済の未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (2) 解約した口座の再利用はできません。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上